

事例研究～中国ビジネス法務

第42回

企業再編で軽視できない

中国法務・実務上のリスク(前編)

北京市大地律師事務所 /

日本部パートナー弁護士 法学博士 熊琳



中国における「新常态(New Normal)」、史上最強と言われる新環境法の施行、経営環境の変化、日本本社における中国事業方針の見直しなどにより、このところ中国における現地法人再編の話を目にする機会が増えつつあります。

持分譲渡、解散・清算、移転、合併・分割などの方法により現地企業を再編する際に、形式上は法律法規の規定に従っているようでも、結果的にさまざまな困難に陥ってしまうといった事態も少なからず生じているようです。今回は、このような失敗の原因について前後編と2回に分けて分析と解説を試みたいと思います。

◇現地法人の再編過程で陥った、困難の事例

日系企業A社は、全額出資により中国国内に現地法人B社を設立し、長年運営してきましたが、A社の中国戦略の見直しにより、このB社の持分を売却することにしました。A社は中国における一連の手続き実施に当たり、事前にコンサルティング会社であるX社に相談をしたところ、X社から「従業員が騒ぎ出すと、B社の正常な経営と譲渡手続きに悪影響が生じる。ここは持分譲渡を秘密裏に進め、手続きが完了するまで従業員には一切情報を漏らさないようにしましょう」とのアドバイスがありました。A社はこのX社のアドバイスを採用しました。

ところが、持分譲渡手続きが完了した後、A社の社長と副社長による全従業員向け説明会を開催したところ、その場で従業員による暴動が発生しました。A社の社長、副社長、B社の経営陣、X社の代表者および持分譲受人である新株主C社の代表取締役などが、現地法人の事務所の一室に監禁される事態となり、警察が出動する騒ぎになりました。

その際の従業員の主張は、以下のようなものです。

- 1) 持分譲渡は、従業員の利益と密接に関係するにもかかわらず、その過程がわれわれに全く知らされていないのは受け入れがたい。
- 2) われわれは、C社について全く承知しておらず、C社による管理に適応できるかどうか分からない。そのため、A社に対し経済補償金と賠償金の支払いを求める。
- 3) X社が、中国の法律解釈を行うための資格を備えていないことをわれわれは知っている。そのようなX社の意見などわれわれは信用することができない。X社がA社の代理人としてわれわれと交渉することを断固拒否する。

A社は慌てて中国の法律解釈を行える弁護士を新たに起用し、全ての従業員、労働組合および政府部門への対応を一任しました。法律の知識と経験を用い粘り強く従業員や労働組合との交渉、そして政府部門との折衝を行い、ようやく以下のような結論に落ち着きました。

- 1) 日本本社A社は、監禁期間中にいったんは経済補償金+5カ月分を支払うことを了承させられたが、弁護士による交渉の結果、経済補償金のみをA社から全従業員に支払うことで合意し、併せてほぼ全ての従業員と新たな労働契約を締結することに成功した。
- 2) 今回の騒動により、C社によるB社の経営継続との目的には大きな影響が生じた。このためC社はA社に対して強い不満を示し、持分譲渡価格の10%を賠償として返還するよう求めたが、全従業員と無事に新たな労働契約が実現でき、安定した生産に移管できる状態が整えられたことによって、A社は賠償を免れた。
- 3) 地方政府および現地開発区委員会は大変強い不満を示し、A社のやり方を現地における「極めて悪質な影響が生じた事例」と呼んで非難した。しかし、弁護士が今回の事態に陥った経緯を丁寧に説明したところ、当局は一定の理解を示し、今後も引き続き新株主による経営を支援すると表明した。

A社が上記のような事態に巻き込まれた原因は、どこにあるのでしょうか。その原因と留意点につきましては、次回の本欄で紹介したいと思います。